

具体的検討事項に係る論点整理（案）

1 資本制度

- 公営企業における資本（純資産）の定義・分類はどのようなものか。
- 現行の減債積立金・利益積立金の積立義務について、どう考えるか。
- 自己資本造成制度が設けられた趣旨や当該制度の現在における評価を検討すべきではないか。
- 組入資本金以外の方法による資本金の増加についてどう考えるか。
- 減資に係る規定が設けられていないことによる問題点は何か。
- 減資に係る規定を設ける場合、企業会計等との整合性をどう考えるか。

2 引当金

- 企業会計・地方独法会計・新地方公会計モデルとの整合性から、退職給付引当金の義務づけが適当ではないか。
- 小規模企業等については、企業会計や地方独法会計と同様に、簡便法（期末要支給額）を認める必要はないか。
- 退職給付引当金を義務づけることとした場合、経過措置について検討すべきではないか。
- 人事異動があるため、一般会計との退職給与金の負担区分を検討するべきではないか。

3 繰延勘定

- 現在、繰延勘定への計上が認められているものについても、企業会計を踏まえ、見直しを図るべきではないか。
- 退職給付引当金を義務づける場合には、退職給与金に係る繰延勘定への計上は廃止すべきではないか。
- 地方独法会計において、繰延償却が認められていないことをどう考えるか。

4 たな卸資産の価額

- 企業会計・地方独法会計との整合性から、たな卸資産の価額については、時価評価（低価法）とすることが適当ではないか。

5 減損会計

- 企業会計・地方独法会計との整合性から、減損会計を導入すべきではないか。

6 リース取引に係る会計基準

- 企業会計・地方独法会計との整合性から、リース取引に係る会計基準導入の必要性について検討すべきではないか。

7 セグメント情報の開示

- 企業会計・地方独法会計との整合性から、セグメント情報の開示を義務づけることが適当ではないか。
- セグメント情報の開示を義務づけた場合の具体的内容は、どのようなものが想定されるのか。

8 キャッシュ・フロー計算書

- 企業会計・地方独法会計・新地方公会計モデルとの整合性から、キャッシュ・フロー計算書を導入すべきではないか。
- キャッシュ・フロー計算書を導入する場合の表示方法はどのようにするか。また、小規模事業者に対する取扱いをどのようにするか。
- キャッシュ・フロー計算書を導入する場合、資金計画書及び資金予算表の見直しを行うべきではないか。